

原子力災害で被災した学生組合員のみなさん

お見舞金のご案内

今回の東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

全国大学生生活協同組合連合会では、原子力災害で被災されたかたへお見舞金をおくることを決めました。

決して大きな金額ではありませんが、「厳しい状況の中でも是非学業を継続していただきたい」と願う全国 150 万人の大学生協組合員の気持ちを形にしたものです。

(1) お見舞金の金額 学生 1 人に対して 1 万円

(2) 申請期間 2011 年 10 月 3 日 (月) ~ 11 月 30 日 (水)

(3) 申請窓口 全国大学生協連に加入する大学生協の窓口

①衣笠：志学館地下 衣笠センター

BKC：リンクスクエア 1F BKCセンター

②大学生協共済サポートダイヤル

0120-335-770 (月~金 9:40-17:30 / 土 9:40-13:00)

<http://www.univcoop.or.jp/>

(4) 対象の方 以下①~④を満たす方

①主たる生計維持者がお住まいの（または原発事故発生時点でお住まいだった）家が、警戒区域、計画的非避難区域・特定避難勧奨地点・緊急時避難準備区域のいずれかにある方

②ご自身が収入のある社会人ではなく、①の主たる生計維持者に扶養されるか学費や生活費の大半をご負担いただいている方（ご負担いただく予定だった方）

③2011 年 9 月 1 日時点で 全国大学生協連に加入している大学生協の学生・院生組合員（ただし、通信教育課程・聴講生等は対象です。）

④全国大学生協連による「震災によって自宅・実家が全壊した学生組合員へのお見舞金」の対象でない方

(5) 申請方法 以下 4 点の書類を提出

①全国大学生協連が指定する「原子力災害で被災した学生組合員へのお見舞金申請書」

(対象区域・地点に該当することを、第三者（ご友人・ご家族など）に証明いただきます)

② 学生証等の在学を証明するもの

③ 生協組合員証等

■ご案内中の「震災によって父母を亡くされた学生へのお見舞金」、「震災によって自宅・実家が全壊した学生へのお見舞金」は 10 月末日まで延長しています。該当の方は申請ください。

立命館生活協同組合